

入管庁管第4384号
外領外合第1335号
感感発1226第1号
令和6年12月26日

(別記) 関係各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
外務省領事局外国人課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

入国前結核スクリーニングの実施について

我が国における結核患者の発生状況については、り患率(人口10万人当たりの新登録結核患者数)及び患者数ともに年々減少傾向にありますが、いまだに国内で年間約10,000人が発症し、約1,500人が死亡しています(令和5年)。また、近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、令和5年の新登録結核患者数(10,096人)のうち外国生まれの患者数は1,619人となっており、特に多数に感染させる可能性の高い若年層においては、新登録結核患者数の大半を外国出生者が占めています。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者のうち、我が国に渡航して中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことの証明を求める入国前結核スクリーニングを、別紙「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」のとおり開始することといたしました。

つきましては、令和7年3月以降に準備の整った対象国から、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けを順次実施することといたしましたので、これらの内容を御了知の上、関係者(外局含む)への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

(参考)

出入国在留管理庁ホームページ(在留資格認定証明書交付申請)

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

外務省ホームページ(ビザ)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

厚生労働省ホームページ(入国前結核スクリーニングの実施について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html

(別記)

内閣官房総務官室長

内閣府大臣官房総務課長

警察庁長官官房企画課長

総務省大臣官房総務課長

財務省大臣官房文書課長

文部科学省大臣官房総務課長

農林水産省大臣官房文書課長

経済産業省大臣官房総務課長

国土交通省大臣官房総務課長

環境省大臣官房総務課長

防衛省大臣官房文書課長

会計検査院事務総長官房総務課長

入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン

令和6年12月26日
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省

1 背景

我が国における結核患者の発生状況としては、罹患率(人口10万人あたりの新規発病患者数)及び患者数ともに年々減少傾向にあるが、いまだに国内で年間約10,000人が発症し、約1,500人が死亡している。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、令和5年の新登録結核患者数(10,096人)のうち外国生まれの患者数は1,619人となっている。特に、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発病する例が見受けられる。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国から我が国に渡航して中長期間在留しようとする者に対し、結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを導入し、結核を発病していないことを証明できない者の入国を認めないこととする。

2 根拠規定

結核は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第2号において、二類感染症に規定されている。

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第5条第1項第1号においては、二類感染症の患者であることを上陸拒否事由として定めており、結核を発病している外国人は、入管法第7条第1項第4号に規定する上陸のための条件に適合しないことから、本邦への上陸は原則として認められない。

また、入管法第7条の2の規定に基づき、在留資格認定証明書交付申請の審査においては、同法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件への適合性を確認することとされており、入管法施行規則(以下「規則」という。)第6条の2第5項ただし書きにおいて、同法第7条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは在留資格認定証明書を交付しないことができることとされている。

そこで、出入国在留管理庁においては、結核を発病した者は、在留資格に該当する活動を安定的、継続的に行い得るかについても疑義が生じ得ることから、中長期在留を希望する在留資格認定証明書交付申請者に対して、入管法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件の適合性を確認することを目的として、規則第6条の2第2項に規定する「その他参考となるべき資料」として、結核非発病証明書の提出を求めることとする。

また、外務省(在外公館)は、査証の原則的発給基準に基づき、下記4②又は③の場合において、入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないことを確認するための資料の1つとして結核非発病証明書の提出を求める。

3 対象者

入国前結核スクリーニングの対象者は、平成30年2月26日第9回厚生科学審議会結核部会での決定に基づき、原則として、日本に在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占める国フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国（以下、併せて「対象国」という。）の国籍を有し、中長期在留者（注）（再入国許可を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に入国・在留しようとする者とする。

ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は、対象外とする。

また、対象国の国籍を有する者のうち、JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、家事支援外国人材受入事業（特区法第16条の4）については、当面の間対象外とする。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④③に準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

【対象国生まれの結核患者数（2023年）】

	フィリピン	ベトナム	インドネシア	ネパール	ミャンマー	中国
日本における患者数	317人	272人	231人	229人	155人	148人
出生国割合	19.6%	16.8%	14.3%	14.1%	9.6%	9.1%

4 審査方法

以下において、適正に発行された結核非発病証明書の提出を上記3の対象者となる申請人に対して求めることにより審査を行う。

- ① 地方出入国在留管理官署で審査を行う在留資格認定証明書交付申請時
- ② 在留資格認定証明書に「結核非発病証明書未提出」と記載がある者については、在外公館での査証申請時
- ③ 在留資格認定証明書を取得せずに在外公館で査証申請を行う者や、在留資格認定証明書交付対象外の在留資格（一部の特定活動等）により中長期在留することを目的として査証申請を行う者については、在外公館での査証申請時

5 結核非発病証明書

入国前結核スクリーニングにおける結核非発病証明書とは、対象国内に所在する医療機関であって、日本国政府が指定する医療機関（以下「指定健診医療機関」という。）が発行するものとする。

なお、指定健診医療機関は、「日本入国前結核健診の手引き」に基づいた健診によって申請人が結核を発病していないことを確認した場合にのみ、結核非発病証明書を発行するものとする。

6 入国前結核スクリーニング開始時期

入国前結核スクリーニングは、調整がついた対象国から順次開始し、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けの期日は以下のとおりとする。

	健診受付開始	結核非発病証明書提出義務付け
フィリピン、ネパール	令和7年3月24日予定	令和7年6月23日予定
ベトナム	令和7年5月26日予定	令和7年9月1日予定
インドネシア、 ミャンマー、中国	開始に向け調整中 (※開始が決定され次第公表予定)	左に同じ